国会関係

平成23年司法試験（新司法試験）の試験場変更公告

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成23年１月31日付け官報第5485号で公告した平成23年司法試験（新司法試験）の試験場のうち、仙台市試験地における試験場について次のとおり変更する。

平成 23 年４月 11 日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

変更前　東北学院大学土樋キャンパス（仙台市青葉区土樋１－３－１）

変更後　ＴＫＰ仙台カンファレンスセンター（仙台市青葉区花京院１－２－３ソララガーデンオフィス）

なお、試験場の変更に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

平成23年司法試験予備試験短答式試験の試験場変更公告

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成23年２月21日付け官報第5499号で公告した平成23年司法試験予備試験の試験場のうち、短答式試験の仙台市試験地における試験場について次のとおり変更する。

平成 23 年４月 11 日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

変更前　東北学院大学土樋キャンパス（仙台市青葉区土樋１－３－１）

変更後　河合塾仙台校１号館（仙台市青葉区本町２－７―22）

なお、試験場の変更に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

公　告

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 23 年４月 11 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１　日時　平成23年４月27日午後２時から

２　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

３　意見を聴こうとする事項

⑴　イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオアの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中チチュウカイミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準の一部を改正することについて

４　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

５　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成23年４月25日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

６　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

７　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

公　告

諮　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年３月30日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年４月 11 日

旭川地方法務局長　藤部富美男

記

氏名　浅水　重喜

所属する司法書士会　旭川司法書士会

登録番号　旭川第102号

事務所の所在地　北海道中川郡美深町字西１条北１丁目１番地２

違反行為　登記申請意思確認義務違反及び本人確認義務違反

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成 23 年４月 11 日

神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成21年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成23年４月11日

３　終了決定をした理由　資格裁定を受けた全ての者に対して被害回復給付金の特別支給等を行った結果、当該被害回復給付金の特別支給等に係る額が犯罪被害額に達したため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号

神戸地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号　078―367―6100（内線304）